

(平成26年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 1 号

軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書  
について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出し  
ます。

平成26年9月30日

習志野市議会議長

齊 藤 賢 治 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 清 水 大 輔

## 軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気である。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様である。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義づけがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができるかと報告されている。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいとため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状である。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々ある。

以上のことから、医療機関を初め、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考える。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項について早期に実現を図るよう強く要望するものである。

### 記

- 1 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 2 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像にかかわる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
- 3 軽度外傷性脳損傷について、医療機関を初め国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

齊藤賢治

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成26年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 2 号

国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年9月30日

習志野市議会議長

齊藤賢治様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 清水大輔

## 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、平成27年度に向けて、下記の事項を中心に、必要な教育予算を確保することを強く要望するものである。

### 記

- 1 震災からの復興教育支援事業の拡充を十分に図ること。
  - 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
  - 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
  - 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助にかかわる予算を拡充すること。
  - 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域スポーツクラブの育成等、環境・条件を整備すること。
  - 6 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
  - 7 子どもたちの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

齊藤賢治

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成26年習志野市議会第3回定例会)

発議案第 3 号

四市第2斎場建設に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月30日

習志野市議会議長

齊藤賢治様

提出者	習志野市議会議員	荒木和幸
賛成者	習志野市議会議員	田中真太郎
〃	〃	小川利枝子
〃	〃	相原和幸
〃	〃	伊藤寛

## 四市第2斎場建設に関する意見書

本市議会は、四市複合事務組合が本市に対し、四市第2斎場建設用地の提供を検討するよう要請してきたことについて、急速な超高齢社会の進展や、馬込斎場の老朽化及び、過密な稼働状況を鑑みて喫緊の課題であることを強く認識し、下記の条件を付して、4市100万市民のための斎場用地を本市において、早急に検討するよう、習志野市長に対し求めるものである。

### 記

- 1 検討すべき用地は、市民や事業者の理解が得られる可能性の高い土地であること。
- 2 検討すべき用地の周辺の方々の理解を十分得られるよう、最大限の努力をすること。また、四市複合事務組合に対しても周辺の理解を得るための努力をするよう求めること。
- 3 検討すべき用地が周辺環境との調和が図られ、本市都市計画の方向性と整合する施設整備とすることを四市複合事務組合に求めること。
- 4 本施設に係る建設及び施設運営に係る契約行為や雇用については、本市市内業者、本市市民優先を原則とすることを四市複合事務組合に約束させること。
- 5 本市市民生活への影響をできるだけ避けるため、本市以外の地域から検討すべき用地へ出入りする車両は、本市の住宅地内を通過しないことを四市複合事務組合に約束させること。
- 6 四市複合事務組合の財政的負担が最小限にとどまるよう、これまで八千代市桑橋での建設計画事業で投入した資源のうち流用できるものは最大限活用するよう四市複合事務組合に求めること。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

斉藤賢治

### 提案理由

本案は、習志野市長に対して、標記意見書を提出するものである。